●発表日:令和3年(2021年)8月25日

## 「災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定書」 締結式を行います

## 1. 協定の目的

- 〇田原市は、平成 26 年に「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波対策特別強化地域」に指定されるなど、大規模地震による災害発生が危惧される地域に位置しています。加えて、半島という地理的特性から、大規模地震が発生し、周辺道路の寸断や橋梁の落下等により車両の走行ができない状態となった場合には、支援物資等の供給が非常に困難となるおそれがあります。
- ○また、田原市は、平成 26 年 1 月 15 日に「北海道苫小牧市」と、平成 26 年 2 月 5 日には「福岡県宮若市」と「災害時相互応援協定書」を締結しています。公共ふ頭を有する田原市としては、両市から田原市への船舶における緊急輸送を可能にするため、トョフジ海運株式会社と協定を締結することで、災害時における船舶による緊急輸送等の業務に関する協力を求めることとし、災害時における支援物資等の海上輸送体制の構築を図るものです。

## 2. 協定書締結式

- (1) 日 時 9月10日(金) 午前11時
- (2)場 所 田原市役所 政策会議室(4階)
- (3) 協定締結者

甲 田原市

田原市長 山下政良

乙 トヨフジ海運株式会社(本社:東海市)代表取締役社長 武市栄司

- (4) 協定の内容
- ○甲は、災害時において、船舶による物資等の緊急輸送の必要があるときは、 乙に対して協力を要請することができる。
- ○本協定により、甲が乙に対して協力を要請する業務は、船舶による緊急輸送 において次のとおりとし、入港する港は乙が指定するものとする。ただし、 人員の輸送は対象外とする。
  - ① 被災者の支援に必要な物資及び機材、自走可能な車両等の輸送業務
    - ◆災害復旧に資するトラック等の調達が可能となり、インフラ等にかかる復旧作業が迅速に行えることに加え、企業の生産活動等の早期復旧に資するものと期待する。
  - ② 前項に定めるものの他船舶による可能な範囲の支援業務
  - ③ 船舶接岸港における荷役業務
    - ♣トヨフジ海運の国内海上輸送航路を活用した海上輸送が可能となる。

(担当) 防災対策課 仲谷 電話 (0531) 23-3548